

# 清須市男女共同参画プラン



平成 21 年3月

清須市

## はじめに



少子高齢化の到来や経済の急速なグローバル化、個人のライフスタイルや価値観の多様化など私たちを取り巻く社会情勢は、今、大きく変化しています。このような状況の中で、家庭や地域はもちろん、社会の様々な分野で男性と女性が、お互いの人権を尊重し、共に手を取り合ってこの難局を乗り越えていくことが大切だと考えます。

国においては、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け取り組んでいます。社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合が高くなることを目標に掲げ、特に平成20年4月に策定された「女性の参画加速プログラム」では医者、研究者、公務員の分野における女性の活躍促進について取り組んでいくという姿勢を示しています。

また、県においても「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして」を改定し、新たに取り組むべき課題や数値目標の拡大など取り組みを一層推進しています。

「県の審議会等に占める女性委員の割合を平成22年度末までに35%にする」という目標掲げ、政策・方針決定過程への女性の参画を進めたり「女性のチャレンジ支援」を重要課題の一つに設定し、意欲と能力のある女性が社会で活躍ができたりする取り組みが行われています。

本市においても男女共同参画社会の実現に向けて「清須市男女共同参画プラン」を策定いたしました。このプランには、昨年度、市民2,000人を対象に実施した「清須市男女共同参画社会づくり意識調査アンケート」から得られた市民の皆様の意識や各種施策の取り組み状況を反映させたものです。今後は、行政はもとより、市民の皆様や企業、教育関係者の皆様とともに、このプランを着実に実行し、真の「男女共同参画社会」をめざすとともに、「元気がよい清須市」の実現のために市民の皆様と協働してまいりたいと考えています。

終わりに、本プランの策定にあたり、市民の皆様には意識調査やパブリックコメントにご協力いただき、貴重なご意見をお寄せくださいましたことに深く感謝を申し上げますとともに、「男女共同参画プラン」の策定にご尽力をいただきました関係者の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成21年3月

清須市長 加藤 静 浩

# 目 次

## 第1章 プランの概要

1. プラン策定の趣旨…………… 1
2. 男女共同参画の歩み…………… 2
3. プランの期間…………… 4
4. プランの性格…………… 4

## 第2章 基本的な考え方

1. 基本理念…………… 6
2. 基本目標…………… 7
3. 施策の体系…………… 8

## 第3章 基本計画

1. 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり…………… 9
2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大…………… 17
3. 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大…………… 18
4. 男女がともに働きやすい就業環境の実現…………… 22
5. 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり…………… 27

## 第4章 プランの推進

1. プランの推進体制…………… 31

## 資料編

1. 清須市男女共同参画プラン策定の経緯…………… 33
2. 清須市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱…………… 34
3. 清須市男女共同参画プラン策定委員会名簿…………… 36
4. 男女共同参画社会基本法…………… 37
5. 男女共同参画基本計画（第2次）概要…………… 42

# 第1章 プランの概要

## 1. プラン策定の趣旨

---

平成11年6月に公布・施行された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」として定義されています。

社会や経済が大きく変動する中で、男女共同参画に取り組み、職場、家庭、地域において男女がそれぞれの個性と能力を十分に生かし、多様性に富んだ、活力ある社会の実現が求められています。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成12年12月には「男女共同参画基本計画（第1次）」、平成17年には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、その後も男女共同参画に関わる様々な課題の調査研究と審議、施策の推進が行われています。

愛知県においても平成13年に「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして」が策定され、平成18年にはプランの見直しが行われ、新たな取り組みを必要とする分野の設定や数値目標の拡大による男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

このような流れを受け、本市においても地域の実情・特性を踏まえつつ、家庭や地域社会、職場などあらゆる分野における男女共同参画を進めるため、清須市における男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる男女共同参画プランを策定するものです。

## 2. 男女共同参画の歩み

### 国の動向

#### ■1975年（昭和50年）～

わが国においては、「国際婦人年」を契機として、1975年（昭和50年）、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。1977年（昭和52年）には、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定され、1981年（昭和56年）にはその目標設定のため「国内行動計画後期重点目標」が策定されました。

#### ■1985年（昭和60年）～

1985年（昭和60年）には、「男女雇用機会均等法」の制定をはじめとする法律・制度の整備を行うとともに、国連で採択された「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに、1987年（昭和62年）には「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されています。1991年（平成3年）には、この計画が見直され、あらゆる分野に男女が平等に共同して参画する「男女共同参画型社会の形成」を目指し、積極的な施策が推進されることになりました。

#### ■1994年（平成6年）～

1994年（平成6年）、政府は「婦人問題企画推進部」を「男女共同参画推進本部」へ改め、総理府に「男女共同参画室」を設置するとともに、「男女共同参画審議会」を設置しました。男女共同参画審議会では、1996年（平成8年）に「北京宣言及び行動綱領」を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、21世紀初頭を目標とした施策の方向性が示されました。また、1997年（平成9年）には「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、育児・介護休業制度の見直しや、新たにセクシュアル・ハラスメント<sup>※1</sup>に関する規制等が盛り込まれました。

#### ■1999年（平成11年）～

1999年（平成11年）6月には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、これに基づき、2000年（平成12年）12月には「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画では、11の重点目標が掲げられ、男女共同参画社会の実現に向けて2010年までに取り組む

#### ※1 セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」という意味で用いられる言葉である。労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。特に、労働の場において、女性に対して、女性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を、男性が行うこと。

べき施策の方向性と、2005年までに実施すべき具体的な施策が示されました。さらに、2005年（平成17年）12月には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、10の重点目標が掲げられています。2008年（平成20年）3月にはフォローアップが行われています。

この間、2001年（平成13年）には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「男女共同参画週間」を設ける等、国民に対する啓発の取り組みが強化されました。また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が施行され、2004年（平成16年）には、一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定され、2008年（平成20年）1月にはさらに全面的な見直しが行われています。

また、雇用の面においては、2007年（平成19年）11月には「男女雇用機会均等対策基本方針」が策定され、実質的な男女雇用機会均等の確保を目指すためのポジティブ・アクション<sup>※1</sup>の一層の推進を図ることとされています。2007年（平成19年）7月には「ワーク・ライフ・バランス<sup>※2</sup>」推進の基本方向が示され、同年12月には関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表などからなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的な取り組みや政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が合意され、2008年（平成20年）1月には内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されています。

## 愛知県の動向

### ■2001年（平成13年）～

愛知県においては、2001年（平成13年）3月に男女共同参画の推進に関する基本的な計画「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されました。そして、2002年（平成14年）4月には、県、県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されています。

そして、2006年（平成18年）10月には見直しが行われ、国の第2次男女共同参画基本計画を受けて、「女性のチャレンジ支援」及び「新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進」を基本的課題として新たに設定するなどしています。また、数値目標項目の拡大・目標数値の引き上げを行っています。

#### ※1 ポジティブ・アクション

積極的改善措置と訳されている。さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に改善するもので、個々の状況に応じて実施していくもの。

#### ※2 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。

国の男女共同参画会議では「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態」と定義されている。

### 3. プランの期間

---

このプランは、平成 21 年度を初年度とし、平成 30 年度までの 10 か年とします。中間年度となる平成 25 年度に見直しを行います。

ただし、期間内にあっても事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4. プランの性格

---

このプランは、「男女共同参画社会基本法」の第 14 条第 3 項に基づき、清須市において男女共同参画社会の実現をめざす計画です。

このプランは、国の「男女共同参画基本計画」(第 2 次)・愛知県の「あいち男女共同参画プラン 21 (改訂版)」の趣旨を踏まえて策定しています。

このプランは、男女共同参画社会を実現していくための基本的な方針をあきらかにするとともに、施策を総合的、体系的に推進するために策定したものです。

市の最上位計画である「清須市第 1 次総合計画 2007」では「水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市」を将来像に、その実現をめざし「健康で思いやりのあふれるまちづくり」のなかで、「男女共同参画社会の推進」が位置づけられています。このなかで、男女共同参画基本計画の策定が明記され、職場や地域、家庭における意識改革と参画の仕組みづくりを促進することがうたわれており、男女共同参画推進の基本的な取り組みと具体的施策について示します。

さらに、教育、福祉、保健をはじめとする市の様々な個別計画との整合を図り推進していきます。

策定にあたっては、「男女共同参画に関するアンケート」の結果、市民団体へのヒアリング調査やパブリックコメントなど市民の方々から、さまざまな方法によってご意見やご提案をいただき、「清須市男女共同参画プラン策定委員会」において検討しました。



## 男女共同参画基本計画（第2次）の概要

### 【12の重点分野】

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
4. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
8. 生涯を通じた女性の健康支援
9. メディアにおける男女共同参画の推進
10. 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実
11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
12. 新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進

## あいち男女共同参画プラン 21（改定版）の概要

### 【基本方針】

- ①基本的視点の確立
  - ◆ジェンダー（社会的性別）の視点の定着
  - ◆エンパワーメント（女性が力を持った存在になること）の促進
  - ◆パートナーシップ（対等な協調・協力関係）の確立
- ②積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- ③施策の進捗状況の検証及び結果の公表

### 【施策体系】

基本目標	重点目標
男女共同参画社会の実現	I 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識改革
	II あらゆる分野への社会参画の促進
	III 就業環境と就業条件の整備
	IV 生涯にわたる心身の健康と生活の充実
	V 計画の推進



## 第2章 基本的な考え方

### 1. 基本理念

---

男女共同参画社会は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。この男女共同参画社会の実現を図るためには、家庭、地域、職場などあらゆる分野において男女が互いに理解し、個人としての個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

そのため、清須市における男女共同参画を進めるために「みんなが認め合う 男女共同参画社会をめざして」を基本理念に掲げ、推進します。

**「みんなが認め合う 男女共同参画社会をめざして」**

## 2. 基本目標

---

本プランの理念である「みんなが認め合う 男女共同参画社会をめざして」をめざして、以下の5つの基本目標を掲げ、各種施策を推進します。

### 1. 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

男女共同参画社会は、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会です。このような男女共同参画の考え方を市民に周知するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消をめざし、情報提供や学習の機会の充実を図っていきます。

またドメスティック・バイオレンス<sup>※1</sup>やセクシャル・ハラスメント等の暴力の根絶と被害者の救済に向けて関係機関と連携を図ります。

### 2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

急激な社会の変化や地域における課題の解決には男女がともに協力することが重要です。これまで男性中心になりがちであった政策・方針決定過程において男女共同参画を推進し、男性も女性も積極的に取り組める環境整備を行います。

### 3. 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

家庭や地域社会において、様々なかたちで男女がともに積極的に活動に参画することが重要です。このため、男女が一緒に身近な課題について考え、行動できるよう、意識啓発や情報提供を行います。

### 4. 男女がともに働きやすい就業環境の実現

男女がともに、仕事と家庭・地域生活とのバランスを自らが望む形でとれることが重要です。このため、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、多様な働き方の推進や仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、職業能力の開発や再就職支援など、男女が生き生きと働ける環境づくりを進めます。

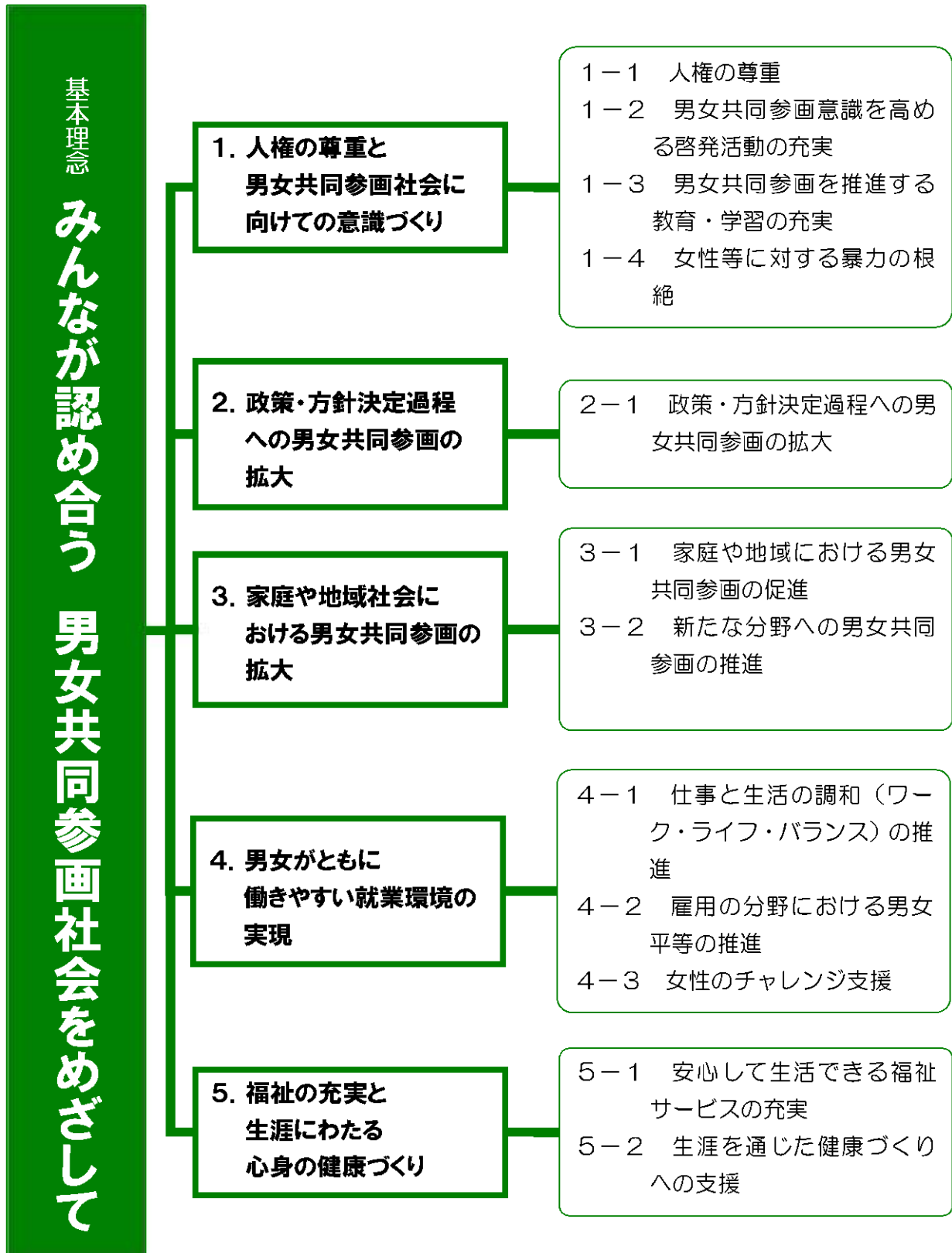
### 5. 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

男女共同参画の推進には、男女の心身の健康が大前提になります。福祉サービスの提供や健康づくりへの支援を充実し、生涯にわたり健康で安心して生活できる環境づくりを進めます。

※1 ドメスティック・バイオレンス

配偶者、パートナーからの暴力のこと。生命または身体に危害を及ぼすもの、心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。

### 3. 施策の体系



## 第3章 基本計画

### 1. 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

平成19年度に市が実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）によると、家庭や職場、地域等の様々な分野において男女の地位が平等になっているかどうかを尋ねたところ、「家庭生活」「職場」「法律や制度」「地域社会」「政治の場」「しきたりや習慣」の分野では“男性が優遇されている”と回答する人が多くなっています。

“平等である”という評価がされている「学校教育の場」において、今後力を入れるべき内容は「異性を思いやる気持ちの大切さを教える心の教育の充実」「男女ともに家事や育児について学習の推進」が求められています。

また、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方については、男性は“そう思う”が最も多く、女性は“どちらとも言えない”が最も多く、男女によってやや傾向が異なります。

女性の人権が尊重されていないと感じるのは、「家庭での家事・育児が女性の仕事としておしつけられている」が男女ともに最も多くなっています。

これらの結果から、家庭、職場、地域、政治の場といった社会のあらゆる場面において、男女の不平等を感じていることが明らかになりました。このような男女の不平等感を解消し、さらに男女共同参画を進めていくために、男女共同参画について、わかりやすく、具体的に意識啓発を行うことが重要です。

アンケート調査では、配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）を受けた経験について尋ねたところ、身体的な暴力や言葉による暴力の経験のある人が2割弱いました。男性にも、女性にも被害者はいますが、女性の方がやや多い状況です。ドメスティック・バイオレンスをはじめとする様々な暴力の根絶は、心身ともに健康で安心して暮らすために必要なことです。

このため、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする様々な暴力に関する意識啓発を充実するとともに、相談や救済体制を充実することが重要です。

図1 分野別男女の地位評価

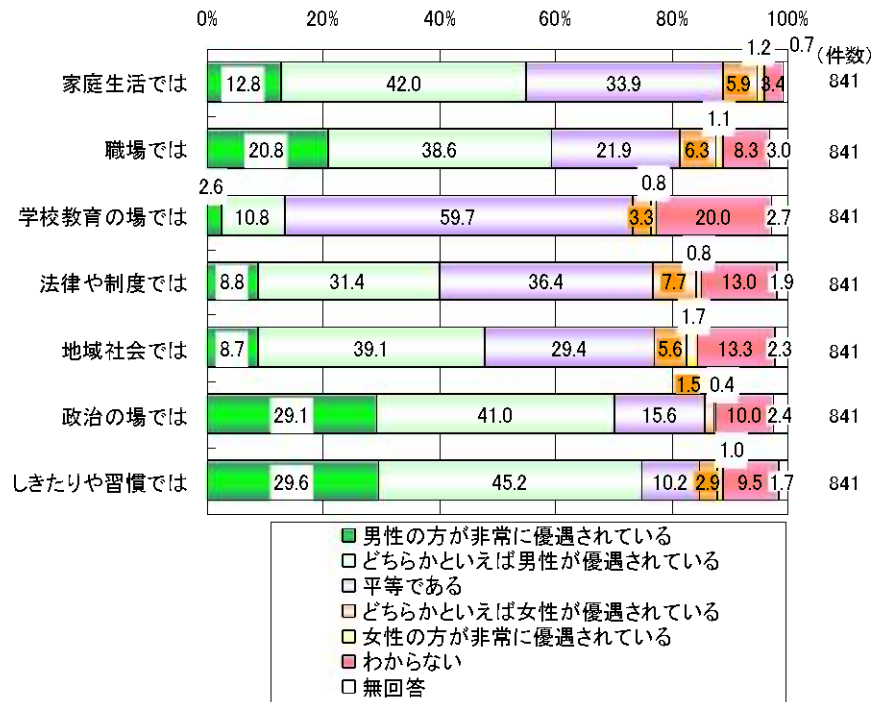


図2 学校教育で力を入れるべきこと

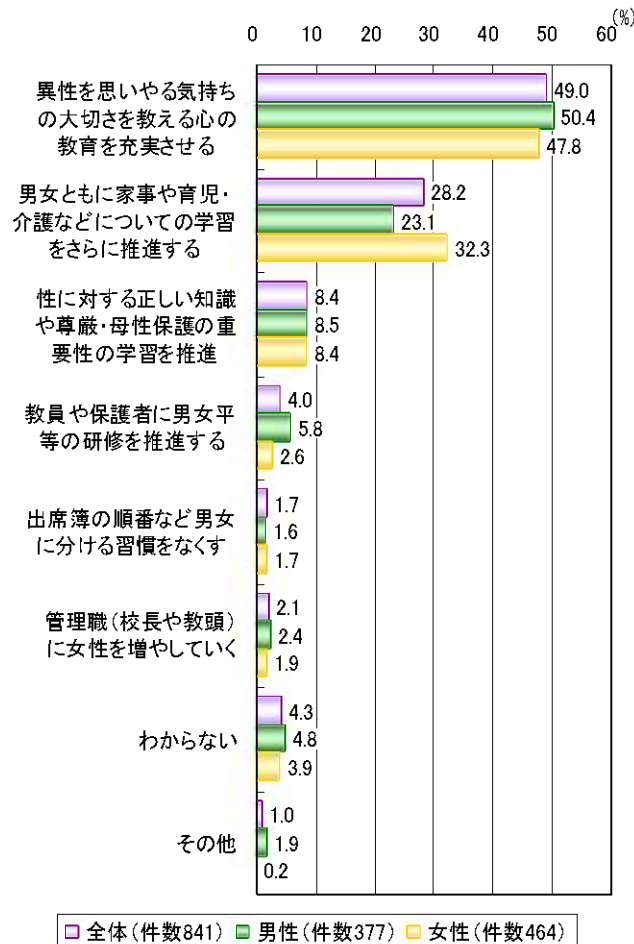


図3 性別役割分担意識

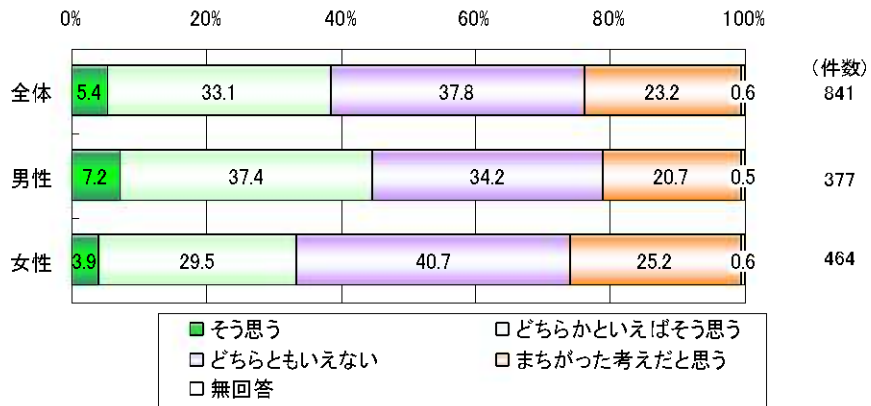


図4 女性の人権が尊重されていないと感じること

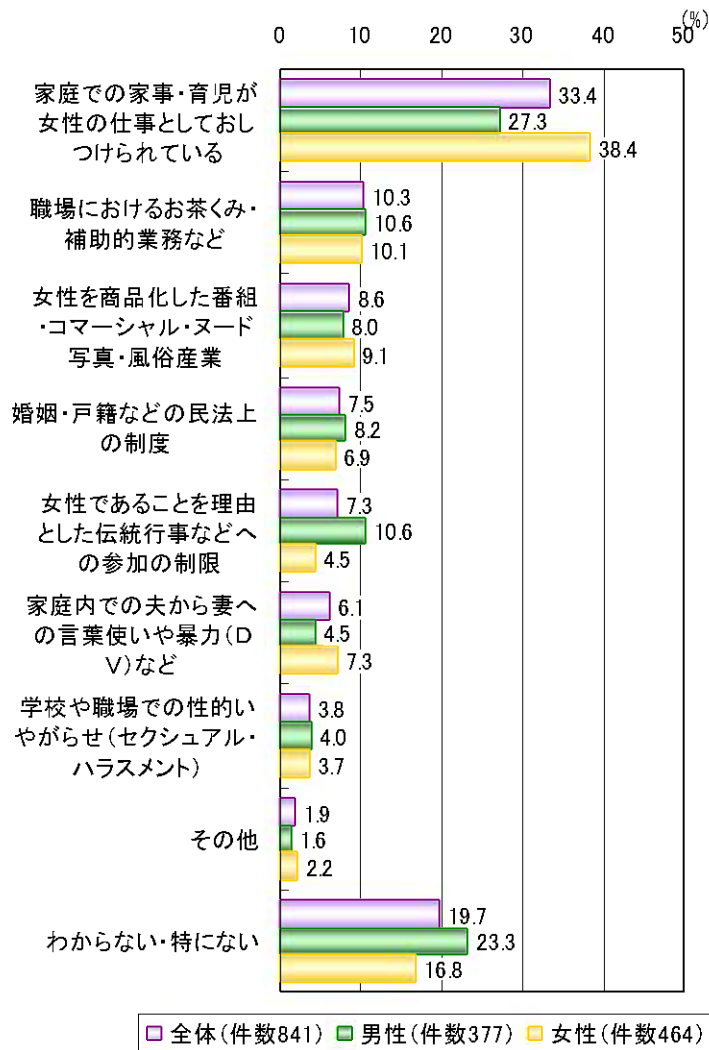
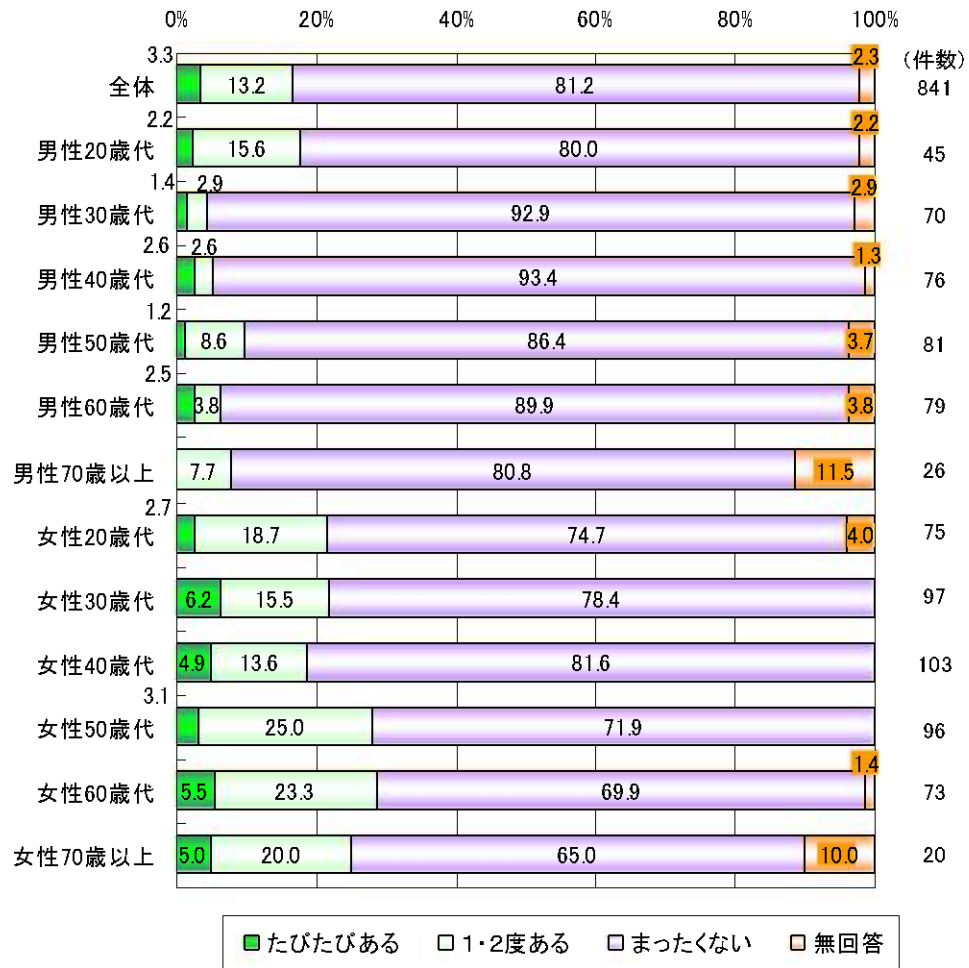


図5 配偶者等からの暴力を受けた経験





## 1-1 人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女がともに個人としての尊厳を重んぜられること、性別による差別的な取り扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の個人の人権が尊重されることが基本です。このため、人権に関する相談事業、啓発活動、学習講座などの充実を図り、あらゆる場面を活用して啓発に努めます。

### 【施策の方向】

#### ● 人権に関する啓発活動の推進

---

市民を対象に広く人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発活動を推進します。

[主な担当課]

---

社会福祉課

#### ● 人権教育の推進

---

学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育において人権問題をテーマに研究会や講演会・講座等を開催します。

12月4日から12月10日の「人権週間」には、人権尊重の大切さを呼び掛け、明るく住みよい社会づくりを進めます。

[主な担当課]

---

社会福祉課 学校教育課 高齢福祉課 生涯学習課

#### ● 人権相談窓口の充実

---

毎月1回（第2水曜日）に人権擁護委員による人権よろず相談を実施するとともに、随時人権に関する相談に応じます。

[主な担当課]

---

社会福祉課

## 1-2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

市民一人ひとりが「男女共同参画」について正しく内容を理解し、男女がともに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、啓発活動を充実します。

### 【施策の方向】

#### ● 広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進

---

男女共同参画について市民の理解や意識向上を図るため、広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。

[主な担当課]

人事秘書課

#### ● 男女共同参画に関する講演会等の開催

---

男女共同参画社会の実現をテーマに、講演会等を開催し、市民の理解を深め、男女共同参画を推進する意識の醸成を図ります。講演会等の企画、運営については、女性の会をはじめ、市民や市民団体との協働により企画、運営を行います。

[主な担当課]

生涯学習課

#### ● 広報物のガイドラインの作成

---

市が発行する広報、刊行物について、性別に偏らない表現、性別によるイメージを固定化しない表現、男女の対等な関係の表現等に留意し、男女共同参画社会の実現へ寄与するために、ガイドラインを作成し、その活用を図ります。

[主な担当課]

人事秘書課 生涯学習課

### 1-3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現には、次代を担う子どもたちの人権や男女平等意識を身につけることが重要です。このため、学校教育の場において、子どもの発達段階に応じて男女平等観の形成を図り、自立の意識を育み、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育を推進します。

また、子どもだけでなく大人も生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等の意識を高め、男女共同参画に関する正しい意識を持つことができるよう学習機会の充実を図ります。

#### 【施策の方向】

##### ● 学校等における男女平等を推進する教育の充実

---

学校等において人権尊重や男女平等意識を育み、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図ります。

また、子どもを指導する立場である教職員等に対しても意識啓発を図ります。

[主な担当課]

---

学校教育課

##### ● 男女共同参画に関する学習機会の充実

---

市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、学べるように、生涯学習講座や家庭教育講座の開催など学習機会の充実を図ります。

[主な担当課]

---

生涯学習課

## 1-4 女性等に対する暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスをはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、パワー・ハラスメント等、あらゆる暴力を根絶するために、市民への啓発を図ります。

さらに、相談窓口の充実や被害者の保護や自立支援対策を充実し、問題解決ができるよう関係機関と連携し、施策の充実を図ります。

### 【施策の方向】

#### ● 女性等に対する暴力を根絶するための啓発の充実

---

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメント<sup>※1</sup>等、主に女性が被害者となる暴力についての市民の認識を高めるための広報、啓発活動を図ります。

また、児童虐待や高齢者虐待等、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図ります。

[主な担当課]

子育て支援課 高齢福祉課 産業課 人事秘書課

#### ● 被害者の相談・支援の充実

---

相談体制の充実を図るとともに、被害者を救済し、自立を支援するために、関係機関との連携強化に努めます。

ドメスティック・バイオレンスの被害者については、その内容により、被害者を一時保護し、加害者から離れて、自立して生活できるように関係機関と連携し、施設の入所、就職の斡旋等を行います。

[主な担当課]

子育て支援課

#### ● 児童虐待防止連絡協議会の設置・運営事業の推進

---

子育て支援課に家庭相談室を設置し、平日午前9時～午後4時まで家庭相談員が相談を実施します。また要保護児童対策地域協議会も設置し、関係機関との連携の強化、虐待防止等のための必要な体制の整備に努めます。

[主な担当課]

子育て支援課

#### ※1 パワー・ハラスメント

権力いやがらせのこと。会社などで上司が部下に対して、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

## 2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

---

現在、清須市の審議会等への女性の登用率は27.9%（平成20年4月1日現在）、行政委員会への女性の登用率は10.8%、議会における女性比率は16.7%であり、国がめざす社会のあらゆる分野において少なくとも女性の占める比率が30%程度という目標と比べて達成できている部分もありますが、発展途上の分野もあります。

男女共同参画社会の実現のためには、政策・方針決定過程への男女の共同参画が必要です。今後とも様々な分野において男性も女性も積極的に参画できるような意識づくりと環境づくりが必要です。

### 2-1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

市のあらゆる政策または方針の立案・決定に、男女ともに参画する環境づくりを行うため、附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に推進し、国が示す「2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性の占める割合が少なくとも30%程度」という目標の達成をめざします。

多様な分野に積極的に参画していくことができるよう人材の育成と確保に努めます。

#### 【施策の方向】

##### ● 附属機関、委員会等への女性委員登用の推進

---

市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めていきます。また、登用状況を定期的に調査及び公表します。

[主な担当課]

全ての課

##### ● 人材の育成と確保

---

男女共同参画の視点に立って活動できる人材の育成と確保を図ります。

[主な担当課]

生涯学習課

### 3. 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

---

アンケート調査において、日常的な家事は男女のどちらか一方が行っていると回答する項目が多くあります。ほとんどの項目で「分担してやっている」は1～2割程度であり、主に女性が担っていることがわかります。家事等の役割分担は各家庭で話し合っ  
て進めていくことであり、この意思決定に男女が共に参画できることが重要です。

また、地域活動については、「している」は4割弱にとどまっている現状です。地域活動を行っている人の中でもその活動内容については男女でやや違いがあります。

男性はもっと地域活動や家庭生活における活動に参画する必要があるという考え方には、約半数の人が「そう思う」と回答しています。

国が策定した「男女共同参画基本計画（第2次）」においては、「新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進」が掲げられ、まちづくりをはじめとする様々な活動への取り組みが求められています。

地域においては、核家族化や少子高齢化が進み、人間関係も希薄化している中で、家庭や地域における子育てや介護の機能の低下が問題になっています。これらの課題の解決のためにも、男女がそれぞれの能力を発揮することが必要です。特に、これまで男女共同参画が進んでいなかった防災、環境、まちづくり等の分野においては、男女が協力して取り組んでいくことが重要です。

図6 日常的な仕事の分担状況

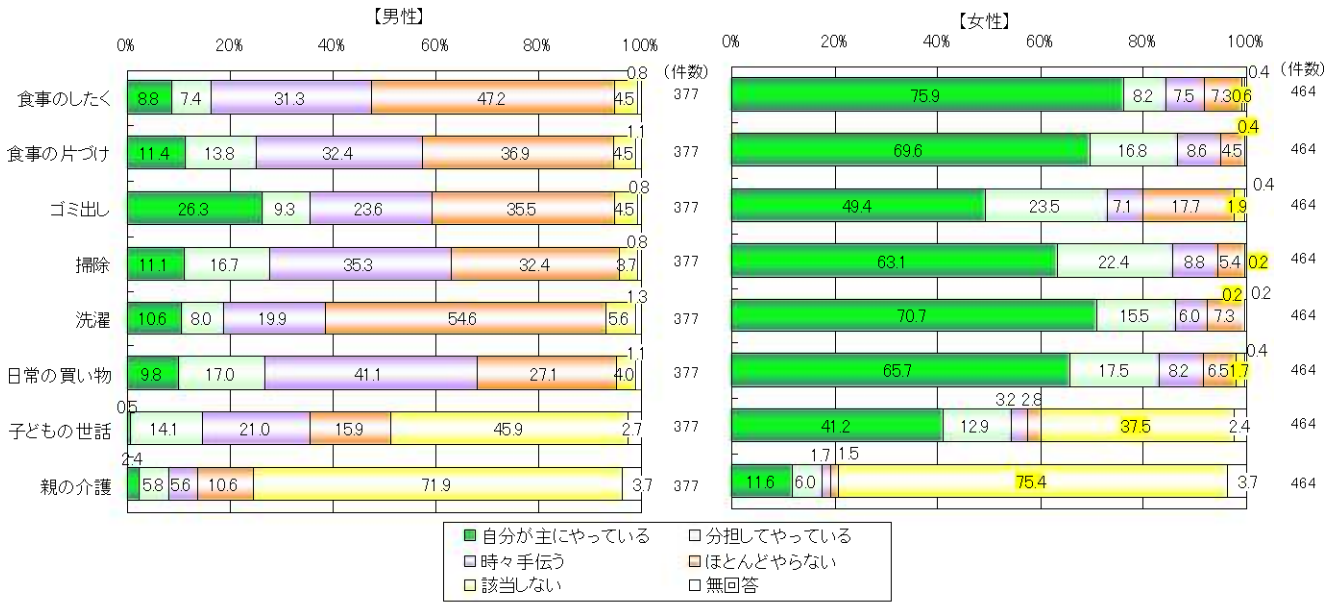


図7 地域活動の有無

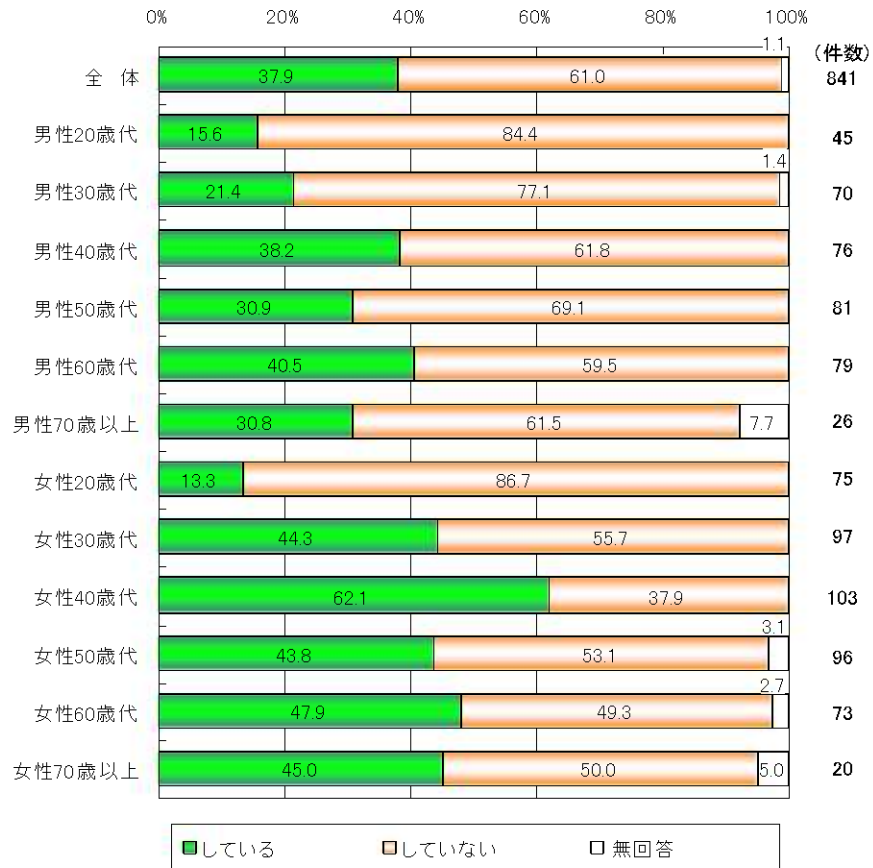




図8 行っている地域活動の内容

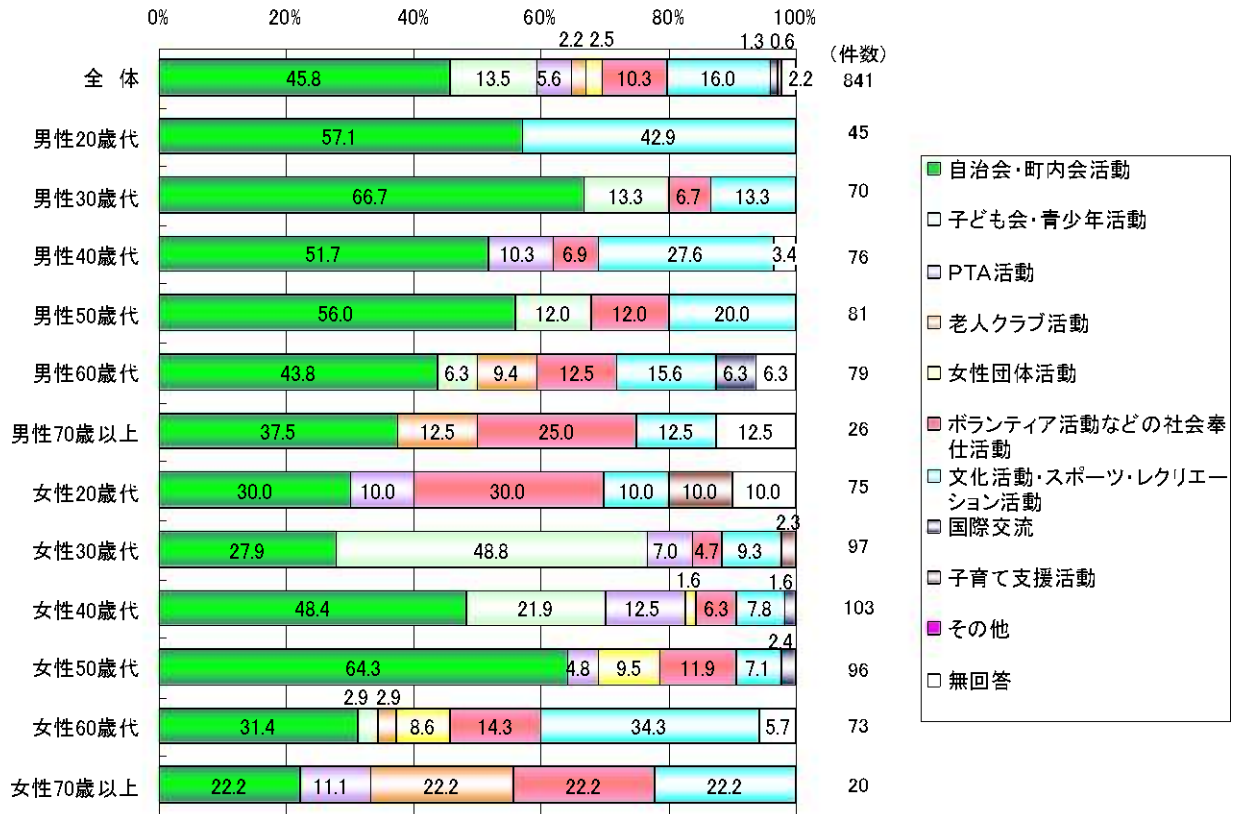
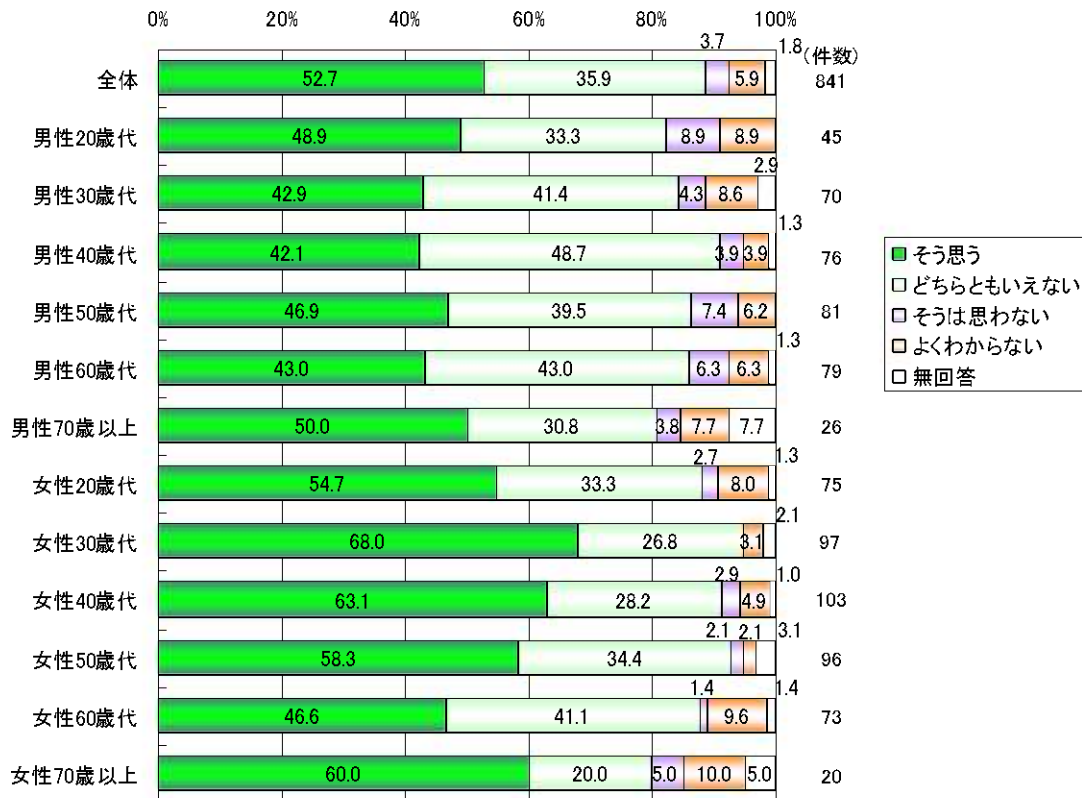


図9 男性の地域活動・家庭生活への参画の必要性



### 3-1 家庭や地域における男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現のためには、男女が家庭や地域の一員として、ともによりよい家庭・地域づくりにおいて協力し、責任を担うことが重要です。家庭生活や地域において男女共同参画についてともに考え、様々な活動に協力して取り組めるよう支援します。

#### 【施策の方向】

##### ● 家庭生活における男女共同参画の促進

---

家庭において男女がともに家事、育児、介護等について協力して取り組むことができるよう情報提供や啓発を行います。

[主な担当課]

子育て支援課 生涯学習課

##### ● 地域活動等への参画の促進

---

男女がともに様々な地域活動へ参画できるよう、啓発等を行います。

[主な担当課]

防災行政課 高齢福祉課 生涯学習課

### 3-2 新たな分野への男女共同参画の推進

防災や環境、まちづくり等の日常生活に密接に関わる課題について、活動の活発化や新たな発展をめざし、男女がともに考え、協力して取り組めるよう支援します。

#### 【施策の方向】

##### ● 男女共同参画の視点にたったまちづくりの推進

---

防災対策や環境問題、地域の活性化等について男女それぞれの視点を活かした取り組みや情報提供等の支援を行います。

[主な担当課]

防災行政課 産業課 生涯学習課

## 4. 男女がともに働きやすい就業環境の実現

---

男女雇用機会均等法の改正、育児・介護休業法の制定等、制度的には就労環境の男女平等が進められてきていますが、職場において“男性が優遇されている”という意見が半数を超えるなど、実際の就労環境において男女ともに働きやすい環境であるとは言えない状況です。

アンケート調査において、男女共同参画社会を形成していくために必要なこととしては「育児後の女性に対する再就職の支援と働き続けるための支援体制」が最も多くなっており、女性が働き続けるための支援への期待が高くなっています。

女性が働き続ける環境をつくるためには、「職業と家庭の両立に職場が理解し協力する」「夫や家族が理解し協力する」といった周囲の理解が必要という意見が多くなっています。それに続いて、「育児・保育に対する支援や施設サービスを充実させる」「育児・介護休業制度を定着させる」といったサービスや制度の充実が求められています。

男女ともに、仕事と家庭や地域活動とのバランスのとれた生活を確保するためには、労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態等、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）への取り組みが必要です。そのためには、一人ひとりの意識啓発とともに、事業者の理解、協力を得ながら就労環境の改善を進めていく必要があります。

図 10 男女共同参画の実現のために

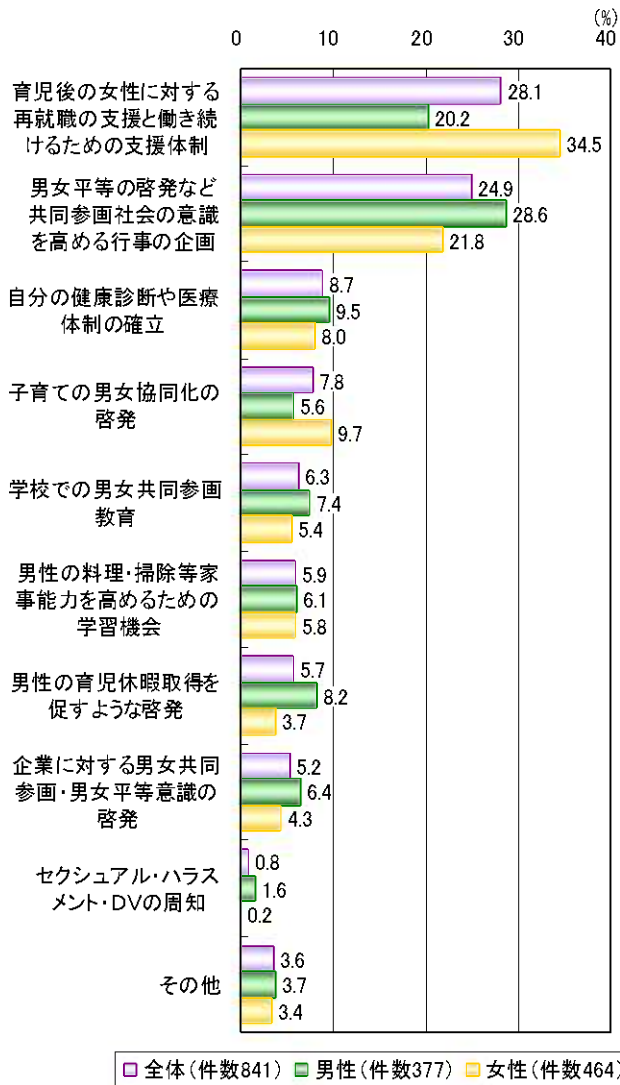
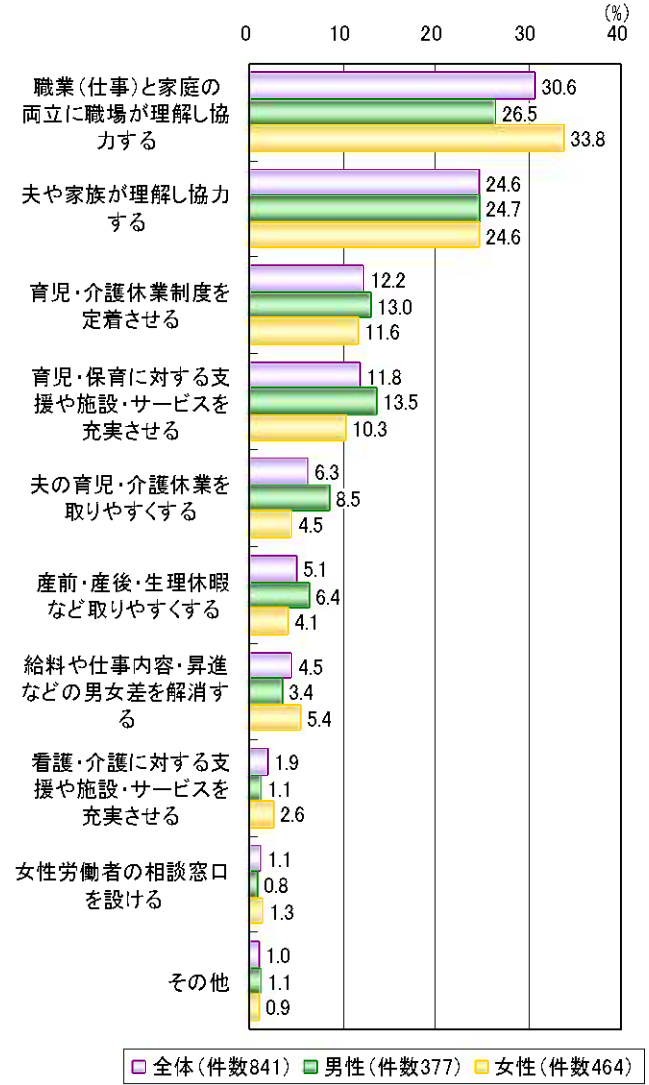


図 11 女性が働き続けるために必要なこと



## 4-1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男女が、仕事や子育て、介護、地域活動など様々な活動をやりがいや充実感を感じながら、自分の希望するバランスで行う、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

### 【施策の方向】

#### ● 多様な働き方に関する情報提供・意識啓発の推進

---

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現ができるよう、多様な働き方に関して、関係機関と連携し、就業者、事業者に対する情報提供や意識啓発を行います。

また、就労に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供、啓発を行います。

[主な担当課]

---

産業課

#### ● 仕事と家庭・地域生活との両立の支援

---

男女がともに子育てや介護を行うことができるように、保育サービスをはじめとする子育て支援サービスや介護サービス等の充実を行うとともに、育児・介護休業制度が利用しやすいものとなるように事業者働きかけを行い、仕事と家庭・地域生活が両立できるようなサービス、支援の充実を図ります。

[主な担当課]

---

子育て支援課 高齢福祉課 産業課

## 4-2 雇用の分野における男女平等の推進

国や県、関係機関等との連携を図り、事業主に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の周知に努め、労働条件の改善及び雇用、就労の場における男女平等が実現されるよう情報提供を充実します。

農業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう啓発や情報提供を充実します。

### 【施策の方向】

#### 男女の均等な雇用機会の確保と推進

---

国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行います。

[主な担当課]

産業課

#### 農業・自営業者における労働環境の改善

---

農業や自営業に従事する家族従業者の労働条件や待遇等の改善に関する「家族経営協定」等の情報提供や啓発を行います。また、共同経営をしている女性も認定農業者として経営に参画することができる制度の普及を推進します。

[主な担当課]

産業課

### 4-3 女性のチャレンジ支援

女性がその能力を十分に発揮するため、研修等に参加するよう意識啓発や情報の提供等の働きかけを行います。

また、結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望する場合に、職業能力の向上、就労情報等の情報提供を行います。

#### 【施策の方向】

##### ● 職業能力の向上や再就職への支援

---

関係機関と連携し、女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等や再就職へのチャレンジを支援するための情報提供を行います。

[主な担当課]

---

産業課 生涯学習課



## 5. 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

---

男女共同参画社会の実現には、男女が生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることは非常に重要です。特に、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期には、一人ひとりがライフステージに応じて健康の管理、保持、増進を進めていくことが重要です。健康の問題は性別による機能の違いがあることから、男女が互いに身体的な特性を理解し、思いやりを持って生きていくことが重要です。

また、高齢化が進展するなかで、介護を必要とする高齢者も増加傾向にあります。高齢者や障害者に対する福祉サービスは充実し、自立した生活を支援するための施策が行われてきています。高齢者や障害者の介護は女性が担っている場合が多いため、福祉の充実とともに、介護等においても男女共同参画を進めていくことが重要です。

アンケート調査においては、家族等の介護の担当について「男性も関わるべきだと思う」が7割を超えています。さらに高齢者の介護については「家族全員で世話をする」「介護保険制度等のサービスを利用する」「介護保険施設を利用する」が多くなっており、家族全員で支えること、公的なサービスの充実が求められています。

図 12 家族等の介護の担当について

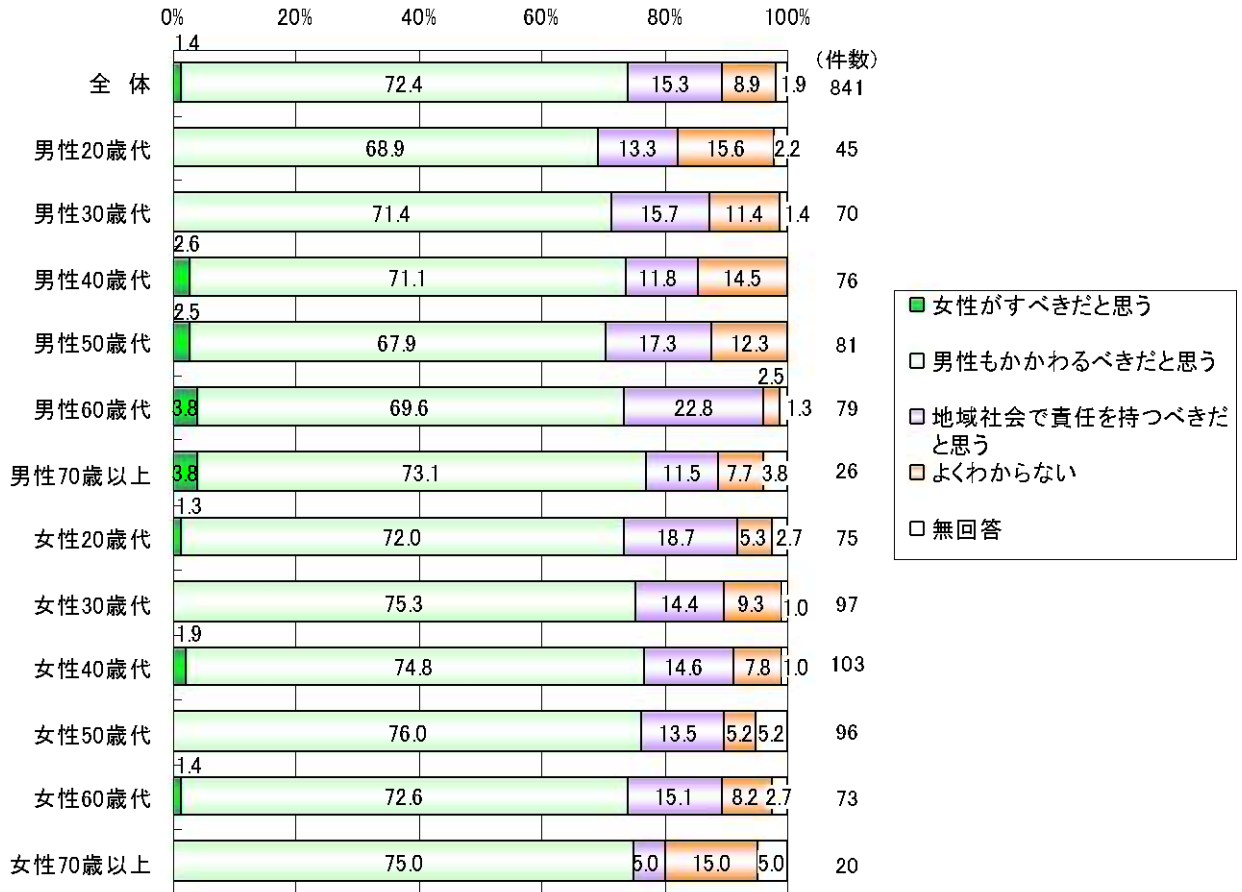
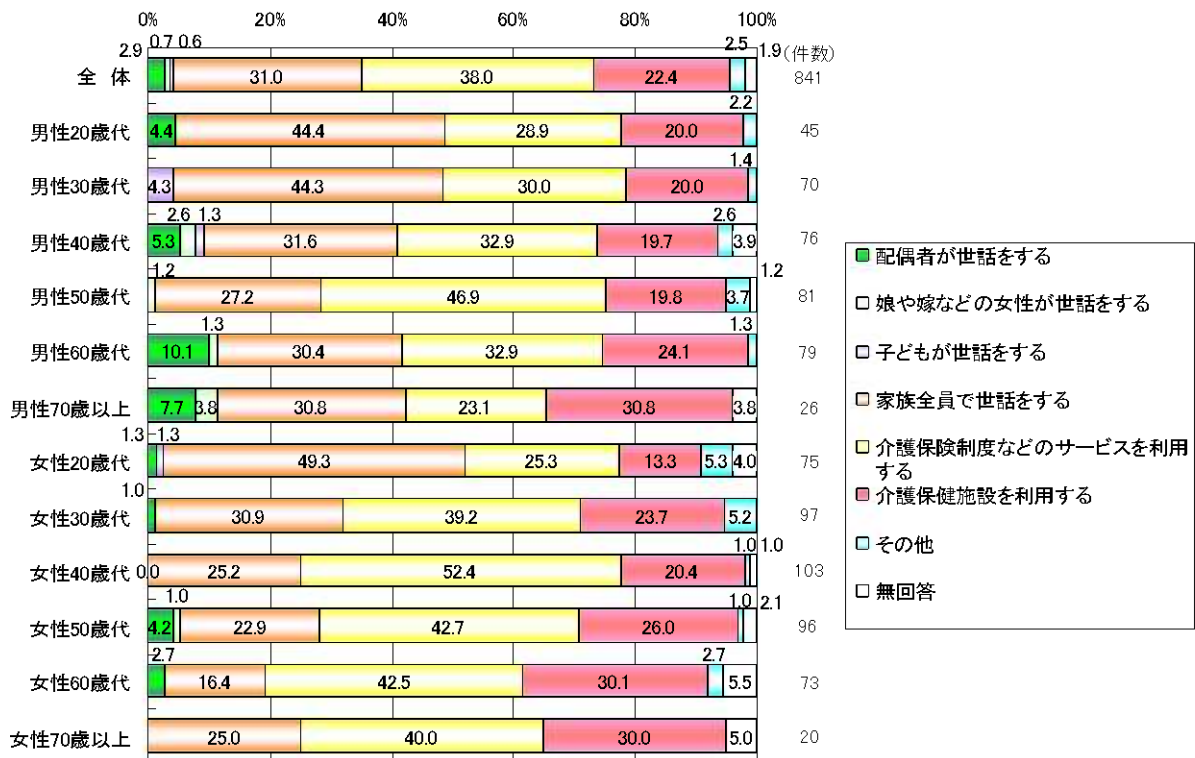


図 13 望ましい介護の方法



## 5-1 安心して生活できる福祉サービスの充実

様々な福祉サービスを充実し、高齢者や障害者、ひとり親家庭等、支援が必要な市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。

### 【施策の方向】

#### ● 高齢者の自立の支援

---

男女がいつまでも健やかではつらつと暮らせるよう介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、高齢者が自立した生活をおくれるよう支援します。

[主な担当課]

高齢福祉課

#### ● 障害者の自立の支援

---

障害者の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう障害の程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。

[主な担当課]

社会福祉課

#### ● ひとり親家庭への支援の充実

---

ひとり親家庭への相談や経済的支援を行い、生活の安定と自立した生活がおくれるように福祉サービスの充実を図ります。

[主な担当課]

子育て支援課

## 5-2 生涯を通じた健康づくりへの支援

男女が、それぞれの年齢や健康状態に応じて適切な自己管理ができるように健康意識を高め、各種健康診査等の充実を図り、様々な取り組みを支援していきます。

さらに、女性の妊娠、出産について、安心して、子どもを産み育てることができるよう、教室の開催や相談窓口、健康診査の充実を図ります。

### 【施策の方向】

#### ● 男女の健康づくりへの支援

---

生涯にわたって健康で過ごせるように、健康に関する意識を高める意識啓発や健康教室、健康相談、各種健康診査、検診を実施し、またその内容の充実を図り、性別や年齢に応じて、市民一人ひとりが日常的に健康づくりに取り組めるよう関係機関と連携を図り、支援します。

[主な担当課]

---

健康推進課

#### ● 母子の健康づくりへの支援

---

妊娠・出産期における女性の各種健康診査や保健指導、相談等を充実し、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援します。

[主な担当課]

---

健康推進課

## 第4章 プランの推進

### 1. プランの推進体制

---

男女共同参画社会の実現を総合的に推進していくために、市民参画による推進体制を整備し、プランの進行管理体制を確立していきます。

さらに、プランを推進し、その理念の浸透を図るために、市（行政）だけでなく、市民、事業所と連携して推進していきます。

#### 1-1 施策推進体制の整備

このプランを市民・市（行政）・事業所が連携し、積極的に進めていくために、市民参画によるプランの推進体制を整備するとともに、計画の進行管理体制を確立し、プランが実効性のあるものとなるよう取り組みを行います。

##### 【施策の方向】

##### ● 推進会議による計画の進捗管理及び推進

---

本市における男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画推進会議（仮称）を設置し、プランの進捗管理・推進を図ります。

---

##### ● 職員研修の充実

---

プランの推進を図るため、職員一人ひとりの男女共同参画に関する意識の高揚を図ります。

---

##### ● 定期的な見直し・改訂

---

プランの内容については、社会的、経済的な変化に伴い定期的な見直し、改訂を行います。また、プラン評価の一つとして定期的にアンケート調査を実施します。

---

## 1-2 市民、市、事業者の連携

市民、市（行政）、事業所の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

地域や市全体が様々な分野で活発な活動を行えるように団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取り組みを行います。

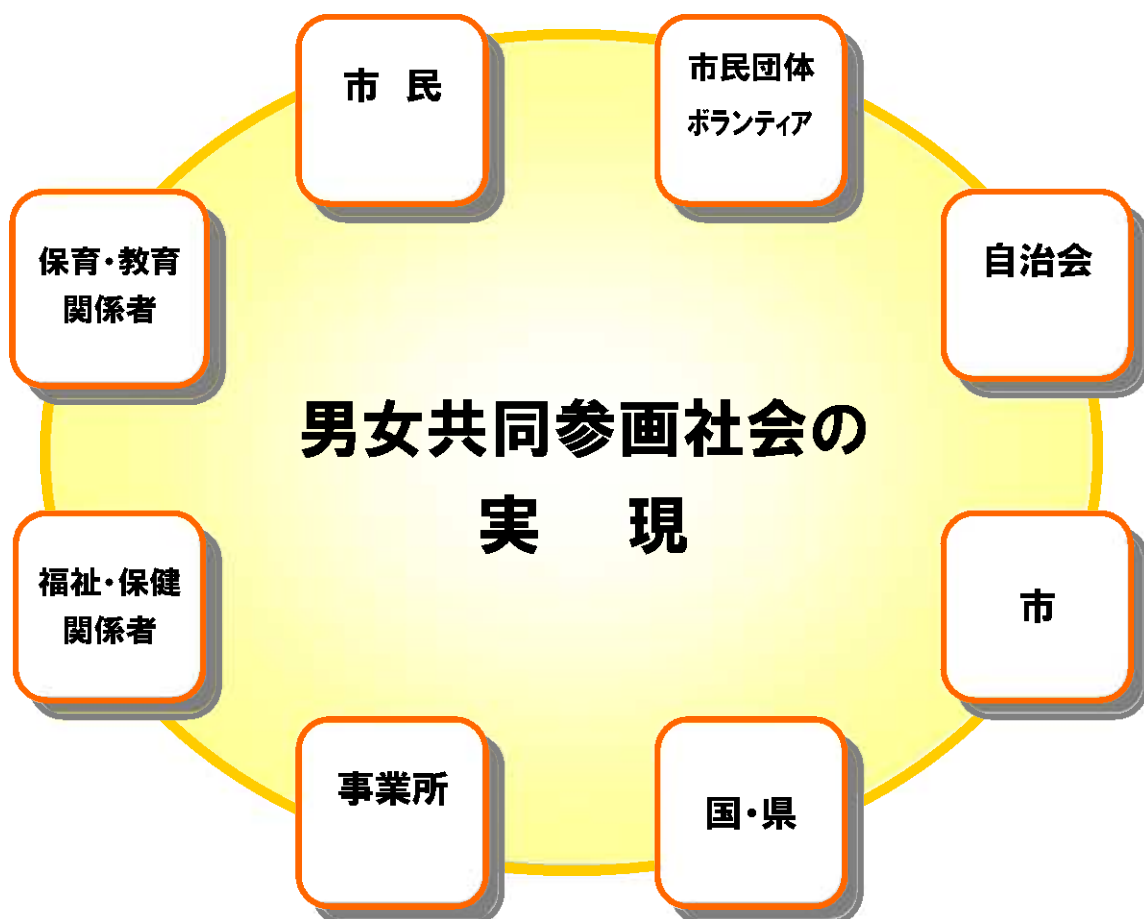
### 【施策の方向】

#### ● 情報の収集・発信の充実

男女共同参画社会の実現に関する情報の収集や研究等を行い、その成果を市民や事業所に情報提供します。

#### ● 市民団体等と連携した事業の実施

女性の会をはじめとする様々な団体、市民の自主的な活動と連携した事業を行っていくことにより、男女共同参画意識の高揚を図ります。



# 資料編





## 清須市男女共同参画プラン策定の経緯

実施日	内容
平成 20 年 1 月	<b>男女共同参画に関する市民アンケート調査実施</b> ○調査対象：市内在住の満 20 歳以上の男女（無作為） ○標本数：2,000 人 ○抽出方法：住民基本台帳・外国人登録から男女各 1,000 人を無作為抽出 ○調査方法：郵送法
平成 20 年 8 月 7 日	<b>第 1 回 男女共同参画プラン策定委員会</b> <b>【議事内容】</b> ○計画策定スケジュールについて ○男女共同参画に関する市民アンケート調査結果について ○計画策定の趣旨・背景について
平成 20 年 12 月 17 日	<b>第 2 回 男女共同参画プラン策定委員会</b> <b>【議事内容】</b> ○清須市男女共同参画プラン案について
平成 21 年 2 月 2 日 ～ 3 月 3 日	<b>パブリックコメントの実施</b> ○提出数：3 通 意見総数：5 件 ○提出方法：窓口提出 3 通 （新川地区 2 通 西枇杷島地区 1 通） ○意見の内訳 ・数値目標並びに女性の登用率について・・・1 件 ・これまでの市の活動状況について・・・1 件 ・プランのネーミングについて・・・1 件 ・学習や教育の場の設定について・・・1 件 ・アンケートの集計結果の男女比率について・・・1 件
平成 21 年 3 月 18 日	<b>第 3 回 男女共同参画プラン策定委員会</b> <b>【議事内容】</b> ○パブリックコメントの結果について ○清須市男女共同参画プラン案について

# 清須市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

---

○清須市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

平成 20 年 3 月 13 日  
教育委員会告示第 7 号

(設置)

第 1 条 清須市における男女共同参画の実現に関する施策について、総合的かつ効果的に推進することを目的とした基本計画を策定するため、清須市男女共同参画プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 清須市男女共同参画計画(男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項に規定する市町村男女共同参画計画をいう。)を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 男女共同参画に関する重要事項を審議し、及び男女共同参画の推進に関する施策の実施を推進すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから清須市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から 1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をする

ことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴き、若しくは関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 策定委員会に、委員長が指定した事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、教育委員会が指名する職員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する職員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を委員長に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会に属する職員のうちからその指名する職員がその職務を代理する。

6 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

## 清須市男女共同参画プラン策定委員会 委員名簿

---

役 職	委 員 名	備 考
委員長	藤 澤 修 一	清須市立清洲中学校長
副委員長	大 野 久 子	尾張えみの会
	原 田 晴 美	尾張えみの会副会長
	前 田 昭 江	清須市女性の会副会長
	佐 野 富美子	清須市女性の会副会長
	和 田 典 之	清須市社会教育委員長
	伊 東 隆 夫	清須市社会教育委員
	石 垣 雅 子	清須市社会教育委員

# 男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。



(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

#### 附則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律 (第 2 条及び第 3 条を除く。) は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 男女共同参画基本計画（第2次） 概要

## 第1部 基本的考え方

- 第1次基本計画期間中の取り組みを評価・総括し、新しい基本計画を策定。目指すべき社会の将来像にも留意。

### ■ 男女共同参画基本計画（第2次）の重点事項

- ① 2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野における取り組みを促進する。その際、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）が2005年において80か国中43位であり改善が進んでいないことも踏まえ、管理職への女性の登用などにつき、それぞれの分野における達成状況を常に検証しつつ施策を進める。
- ② チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるよう、女性のチャレンジ支援策を更に推進する。その際、女性のチャレンジの実態を把握するための指標の開発と普及を行う。また、一旦家庭に入った女性が再チャレンジ（再就職、起業等）したい場合の支援策を充実する。さらに、育児等を理由に退職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取り組みを促す。
- ③ 雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための方策についての検討の結果を踏まえ適切に対応し、更なる男女雇用機会均等の推進を図る。
- ④ 男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要である。仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、特に男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に進める。短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の導入を目指す。公務員については、常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入する。  
また、短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について、検討を進める。
- ⑤ 新たな取り組みを必要とする分野（科学技術、防災（災害復興を含む）、地域おこし、まちづくり、観光、環境）における男女共同参画を推進する。
- ⑥ 生涯を通じた健康の保持増進を図るにあたり、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進する。
- ⑦ 男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を推進する。
- ⑧ 学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じることを通じて、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている2000年のミレニアム国連総会で合意された「ミレニアム開発目標」の実現に努める。
- ⑨ 社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを総合的に推進する。
- ⑩ 本計画に掲げた分野を含むあらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

## 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

---

## 1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

〈目標〉

政策・方針決定過程への女性の参画の促進について国が率先して取り組みを進める。地方公共団体、企業、各種機関・団体に対しても広く呼びかけ、その取り組みを支援する。

## 2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革

〈目標〉

男女の社会（家庭を含む。）における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が大きな課題となっている。少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展等我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、さまざまな社会制度・慣行の見直しが行われるなかで、男女共同参画の視点に立ってその見直しを行う。

## 3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

〈目標〉

雇用、起業等の分野において、女性が男性と均等な機会のもとで、一層活躍できる状況を実現し、安心して働き生活できるよう、施策を積極的に展開する。

## 4. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

〈目標〉

持続的な農林水産業の発展と活力ある農山漁村の実現に資するため、女性の社会参画及び経営参画の促進等、農山漁村における男女共同参画の確立に向けた総合的な施策の推進に努める。

## 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

〈目標〉

仕事と家庭生活の両立支援を進め、働き方の見直しを大幅に進めるとともに、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、男女がともに職業生活と家庭生活、地域生活等を両立することができる基盤を整備する。

## 6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

〈目標〉

高齢者を社会全体で支えていく考え方に立った介護体制の整備を図るとともに、高齢者の経済的自立や安全・安心を確保し、あわせて年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる社会を目指す。

## 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

〈目標〉

女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを総合的に推進する。

## 8. 生涯を通じた女性の健康支援

〈目標〉

女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図る。

## 9. メディアにおける男女共同参画の推進

〈目標〉

メディアにおける人権の尊重を確保するため、メディア界における男女共同参画の推進を求め、人権に配慮した表現についてのメディアの自主的取り組みを促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。

## 10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

〈目標〉

学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じ、もって男女共同参画社会の形成を促進する。

## 11. 地域社会の「平等・開発・平和」への貢献

〈目標〉

国内において、男女共同参画社会の実現に向けた国際的な取り組みの成果や経験をいかすための具体的な行動に努める。また、国際的には、国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国への協力等を通じ、地球社会の「平等・開発・平和」に積極的に貢献する。

## 12. 新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進

〈目標〉

科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境の分野において男女共同参画を推進し、各分野の新たな発展を期待する。

## 第3部 計画の推進

---

### 1. 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

#### (1) 男女共同参画会議の機能発揮

- ・ 男女共同参画会議の機能発揮

男女共同参画会議がその機能を最大限に発揮するよう努める。

- ・ 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視

男女共同参画基本計画に基づく施策について、効果的かつ的確に監視を行う。

- ・ 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について、引き続き調査を行う。

#### (2) 総合的な推進体制の整備・強化等

- ・ 施策の総合的推進、フォローアップ等

総合的見地から整合性のある諸施策を推進する。我が国の男女共同参画の現状、課題について常時把握し、施策への反映を図る。

- ・ 年次報告等の作成

男女共同参画社会の形成の状況等をあきらかにした文書を毎年作成し、国会に提出する。

- ・ 行政職員の研修機会等の充実
  - 男女共同参画に関する手引書等の作成・活用を図るとともに、研修機会や情報提供の充実を図る。
- ・ 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等
  - 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議を機動的に開催する。
- ・ 男女共同参画推進本部担当部署の充実等
  - 各府省における男女共同参画推進本部担当部署の明確化やその機能の充実を図るとともに、これら行政機関相互の緊密な連携を確保する。
- ・ 国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等
  - 男女共同参画社会の形成に関する各種国際会議への出席などを通じて、男女共同参画社会の実現に向けた我が国の取り組みやその成果について積極的に海外へ発信する。国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力を努める。
- ・ 苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用
  - 苦情の処理等については、行政相談委員を含む行政相談制度、人権擁護委員を含む人権擁護機関等既存の制度の積極的な活用により、その機能の充実を図る。
- ・ 男女共同参画関連予算の取りまとめ
  - 各年度において、男女共同参画の推進に関連した予算額を取りまとめる。

## 2. 国の地方自治体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取り組みの強化

- ・ 地方公共団体との連携の強化
  - 地方公共団体に対して、都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画の策定にあたって、情報提供を行う。取り分け、市町村に対しては、計画の策定に資するよう、参考となる資料を作成、提供し、その支援を図る。
  - 地方公共団体が男女共同参画社会の形成の促進に関する条例を制定しようとする場合、必要に応じ、他の地方公共団体の状況を含め、適切な情報提供を行う。
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実
  - 公私立の女性センター・男女共同参画センター等の拠点が一層充実し、男女共同参画社会基本法の理念に則した運営と有機的な連携が図られるよう支援する。
- ・ NPO、NGOとの連携の強化
  - 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）など、NPO、NGO間相互の交流や情報交換などのネットワークづくりを引き続き支援する。
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成
  - 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催などを通じて、男女共同参画社会の実現に向けて、国民各界・各層でさまざまな取り組みが行われるよう気運醸成を図る。
  - 「男女共同参画週間」において、広報活動、顕彰、会議等を実施する。

## 3. 女性のチャレンジ支援

さまざまな分野における、女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」を推進し、女性の新しい発想や多様な能力の活用に

より、女性が活躍し、男性もゆとりある生き方を目指す、暮らしの構造改革を実現するための総合的な支援策を講じる。このため、チャレンジしたい女性が必要な情報をいつでもどこでも入手することができるよう、情報提供システムや人的ネットワークを構築する。

## 清須市男女共同参画プラン

清須市教育委員会事務局教育部生涯学習課

〒452-0942

清須市清須弁天96番地1

TEL 052-409-6471

FAX 052-409-8882

URL <http://www.city.kiyosu.aichi.jp>

E-MAIL [shogaigakushu@city.kiyosu.lg.jp](mailto:shogaigakushu@city.kiyosu.lg.jp)